

図書館条例「改正」案に対す反対討論

(お断り) この文書は、2006年3月17日練馬区議会本会議で、池尻議員が行った討論です。
全文を池尻議員のホームページから転載しました。
直接ご覧になる方は、<http://www.ikejiriseiji.net/gikai/index.htm> へどうぞ。

議案第48号、練馬区立図書館条例の一部を改正する条例に反対の立場から、討論を行います。

この条例案の柱は、練馬図書館など4館の開館時間を延長するというものです。この4館は、いずれもカウンター業務の業務委託を実施する館であり、この業務委託を前提に開館時間の延長が計画されていることは、教育委員会も繰り返し確認してきているところで

す。

区民サービス向上という点から見たとき、開館時間の延長自体は歓迎すべきことです。しかし、もし、時間延長にあわせて、5時以降は区の職員が一人もいなくなると聞いたら、区民はどう思うでしょうか。

業者に委託するのは、「カウンター業務その他補助的・作業的業務」であって、館の管理業務ではありません。受託業者は、管理に関する責任を取れる立場でも、取るべき立場でもありません。区が示した仕様書によれば、受託業者のスタッフは、総括管理者を除けば正社員であることを求めていますから、夕方以降は、業者の正社員すらいないかもしれません。これで、安全管理はどうするのでしょうか。利用者を巻き込んだトラブルがあったら、誰が責任を持って対応するのでしょうか。災害や事件のとき、区の職員が一人もいなくて大丈夫なのでしょうか。あれだけ「安全・安心」を強調し、南大泉図書館の水害のように本当に一歩間違えば人命に関わるような災害を経験したはずの練馬区が、こんな危ういことをやれるとは驚きです。

経費の節減とサービス向上を両立させるという綱渡りは、この図書館業務の委託におい

では、とうとう、夜間の図書館をしっかりとした管理体制のないままにしてしまうという無責任な対応にまで行き着いてしまいました。

今回の図書館カウンター業務の委託の経過を見ていると、来年度からの委託を焦るあまりか、教育委員会の安易な姿勢が目につきます。委託業者が契約前に委託を前提とした求人広告を出したり、選定された企業が契約直前に親会社に吸収されてなくなったりというお粗末な事態が相次ぎましたが、これもまた、今回の委託が十分かつ慎重に準備されたものでないことを象徴しています。

図書館運営の効率化を図るとしても、性急なカウンター業務以外に、教育委員会の前にはいくつかの選択肢がありました。ひとつは、長年、区の図書館行政を支えてきた非常勤の図書館協力員の力を積極的に位置づけた図書館運営に移行するという選択肢です。これは、区立直営の枠の中で業務の効率化と専門性の確保を両立させるユニークな道でした。

もうひとつの選択肢は、利用者・区民、さらには図書館協力員等の力を結集して、図書館の管理運営全般を担える事業体を育成する道でした。文教委員会で視察した宮崎市民図書館は、まさに、市みずからが時間をかけて図書館の管理運営を担えるNPOを育成していた格好の実例でした。そこには当然、さまざまな困難はあるのですが、しかし「市民とつくる図書館」というコンセプトは明快であり、大いに刺激的でした。

こうした選択肢があつたにもかかわらず、教育委員会は、図書館業務の切り売りともいべきカウンター業務の委託に突き進みました。業務委託にあわせてなぜか区職員の遅番勤務そのものがなくされたために、結局、サービス拡充として持ち出された開館時間延長は、区職員がひとりもない時間帯を3時間も生み出してしまいました。そのツケが、利用者の安全や利便を損なう事態となって跳ね返ってくることを、私たちは強く危惧するものです。

今、教育委員会は、この業務委託によって浮かせた財源で図書購入費が増えたと、さかんに強調しています。しかし、業者に大きな責任を押し付け、職務の専門性とは似つかわしくない低賃金労働者に図書館運営を委ねなければ図書の購入費すら捻出できないとすれ

ば、それ自体が図書館行政を甚だしく軽んじるものであるということを、なぜ自覚しないのでしょうか。

「委託化・民営化」を正当化する材料としてたびたび強調されるサービス拡大が、実はとても危うく底の浅いものであることを、図書館の業務委託は教えています。安易な業務委託を見直すこと、すくなくとも開館時間中は区職員がかならず在館する体制をとることを強く求める立場から、当該議案に反対し、討論を終わります。